

小・中学生が在籍する加入団体（○クラブ等）（以下「クラブ」という）の登録について

I. 登録要件について

- (1) 各クラブには公認審判員資格と JSPO 公認コーチ資格を有する者が最低 1 名在籍し、メンバーが 5 名以上在籍しなければならない。
- (2) 各クラブ代表者 1 名は毎年必ず 3 月中旬に行われる全県審判講習会並びに審判講習会終了後に開催される指導者研修会、若しくは各地区で開催される審判講習会並びに審判講習会終了後に開催される指導者研修会等に参加しなければならない。

【新】2027 年度から実施予定

- (3) JSPO 公認コーチ資格を有し、クラブに登録（陸連登録）している者以外は技術指導できない。 **【新】2028 度から実施予定**

- (4) 上記が満たされない場合は、クラブ登録は認められない。

2. 登録スケジュールについて

- (1) 各クラブ代表者は毎年 2 月 1 日までに継続承認申請書（様式 3）を県陸協に提出する。 **【新】2026.1.21(水)第 1 次締切 以後隨時受け付け**

- (2) 小・中学生が在籍する各クラブ代表者はクラブサポートシート（別紙 1）を県陸協に提出する。 **【新】2026.1.21 第 1 次締切 以後隨時受け付け**

- (3) いずれの書類も記載内容に変更があった場合はその都度変更申請書（様式 4）を提出する。

- (4) 各クラブ代表者は規約(規範)（様式任意）及び決算書と翌年度の年間活動計画と予算書(様式任意)を県陸協に提出する。 **【新】2028 年度の登録から実施予定**